

## ●規程改正の概要

要 旨	理事会の開催実態に鑑み、「地方独立政法人山梨県立病院機構理事会規程」の一部改正を行う。
	<p>1 改正の背景等</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から地方独立行政法人山梨県立病院定款第21条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めている。</p> <p>同規程第3条では、理事会の招集について規定しており、開催回数を原則として月1回としているが、現行では、四半期毎に1回、年4回の理事会を開催している。</p> <p>このため、理事会の開催回数を実態に合わせて変更する必要がある。</p>
内 容	<p>2 改正の内容</p> <p>開催回数を次のとおり変更する。</p> <p>月1回 → 年4回</p>
施 行 期 日	平成26年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構理事会規程 新旧対照表

	新	旧
(召集)	(召集) 第3条 略 2 理事会は、原則として年4回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。 3 略	(召集) 第3条 略 2 理事会は、原則として月1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。 3 略